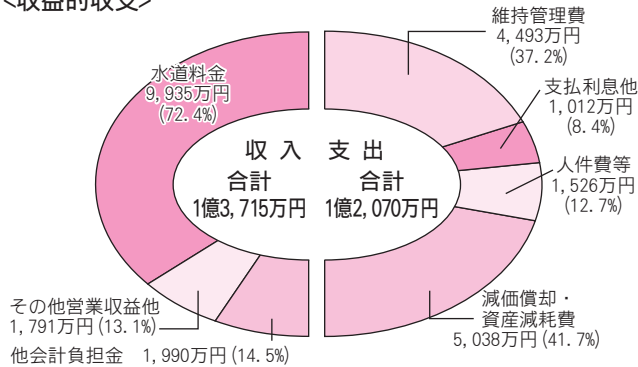


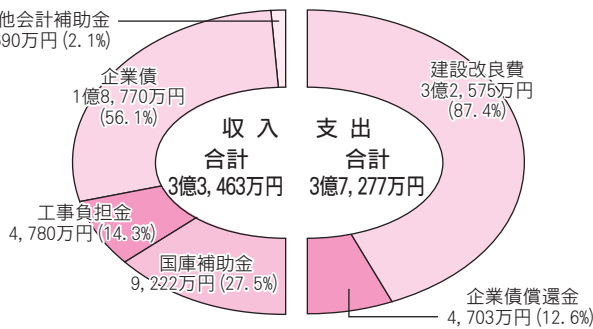
簡易水道事業会計

収益的収支は、他会計補助金の増加などにより増収となり、支出については減価償却費の増加により増額となりました。また、資本的収支は建設改良費の増加により増額、それに伴い企業債、国庫補助金の増収となっております。

<収益的収支>



<資本的収支>



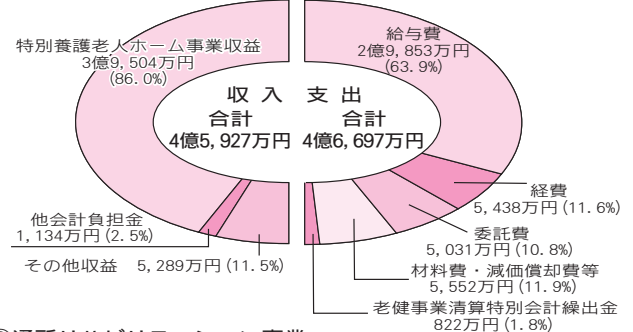
※グラフ・表の値は端数を四捨五入をしているため、合計欄の数値と内訳が一致しない場合があります。

高齢者介護サービス事業会計

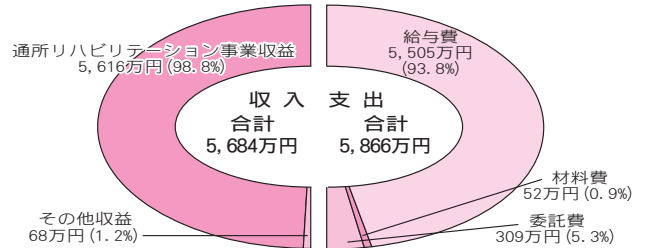
収益的収支は、昨年度より施設利用者が増加したことに伴い増収となりました。支出においては、給与費の改定や物価高騰などに伴い、経常経費が増額となっております。

<収益的収支>

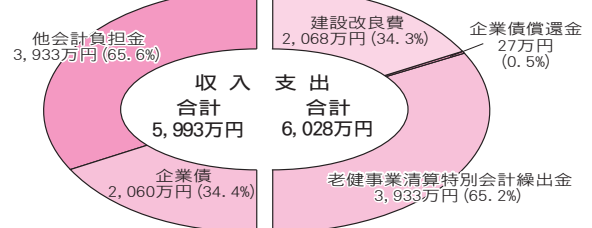
①特別養護老人ホーム事業収益



②通所リハビリテーション事業



<資本的収支>



また、資金不足比率は、簡易水道、国民健康保険病院、高齢者介護サービスの事業会計において、それぞれの程度資金不足が発生しているか表す比率で、21%を超える経営健全化計画の策定などを行うことになりませんが、全ての事業会計において、資金不足とならず、比率はマイナスとなりました。

地方公共団体は、毎年度健全化判断比率と資金不足比率について公表することが義務づけられました。健全化判断比率は、町の財政状況を表す4つの比率からなり、数値によっては、自主的な努力により財政健全化に取り組む「早期健全化基準」、国などの関与によって確実な財政の再生を行う「財政再生基準」に分類されます。

健全化判断比率・資金不足比率

| 区分 | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 内容 |
|----------|---------|---------|--------|---------------------------------------|
| 実質赤字比率 | — | 15.0% | 20.0% | 一般会計等における赤字額の標準財政規模に対する比率 |
| 連結実質赤字比率 | — | 20.0% | 30.0% | 全ての会計における赤字額(事業会計は資金不足額)の標準財政規模に対する比率 |
| 実質公債費比率 | 13.8% | 25.0% | 35.0% | 一般会計等における公債費(借金)の標準財政規模に対する比率 |
| 将来負担比率 | 63.8% | 350.0% | — | 全ての会計において、将来負担すべき公債費等の負債の標準財政規模に対する比率 |

※標準財政規模—一般的な税収と普通交付税による標準的な行政運営を行う金額で、令和4年度の木古内町の標準財政規模は、約28億7,294万円となっております。

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため、「—」と表示しています。